



青森県報

第二千七十四号

平成十四年九月十七日(火曜日)

目次

告 示

クリーニング師試験の施行	……………	(薬務衛生課)	… 一
保安林の指定解除	……………	(林 政 課)	… 一
都市計画事業の認可	……………	(都市計画課)	… 二
公 告	……………	(美術 整備・芸術 パルク構想 推進室)	… 二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(東 地方農林 水産事務所)	… 三
出先機関	……………		… 三
土地改良事業施行協議の適当の決定	……………		… 三

告 示

青森県告示第四百四十二号

平成十四年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第五条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十四年十一月十五日(金)

2 場所 青森市大字石江字三好二二〇の一三
青森県クリーニング生活衛生同業組合会議室

二 受験願書受付期間

平成十四年十月十一日(金) から同月二十五日(金) まで。ただし、郵送による場合は同月二十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部薬務衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各健康福祉こどもセンター保健部(保健所)又は青森県健康福祉部薬務衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

上北郡横浜町字向平八の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を平成十四年九月五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業(三・四・三舘貝八重田線)

三 事業施行期間

平成十四年九月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収容の部分

青森県青森市桜川五丁目、六丁目、七丁目及び八丁目地内

2 使用の部分

なし

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年九月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

美術資料(「青の構成」を含む二点)

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年八月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

各務謙蔵

東京都港区白金台一丁目一の二一の六〇一

六 契約金額

三千九百万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町の行うド口沢地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年九月十七日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年九月十八日から同年十月十七日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭